

地方独立行政法人長野市民病院 第2期中期計画(骨子案)

資料 3

第2期中期目標(案)		
大項目(法定項目)		
中項目		
小項目(内容)		
内 容		
第1 中期目標の期間		
平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間とする。		
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
1 市民病院が担うべき医療		
(1) 救急医療		
急性期医療を担う地域の中核病院として地域医療に貢献するため、救急車を原則として断らない体制を維持しながら、24時間365日救急医療を提供すること。 また、消防や医師会等の関係機関と連携を図りながら、円滑な救急搬送 患者の受け入れと、引き続き長野市民病院・医師会急病センターの運営を行なうこと。 更に、救急救命士の実習協力などを通じて、地域の救急医療の質の向上に貢献すること。		
(2) がん診療		
地域がん診療連携拠点病院として、先進技術を活用しながら、手術、放射線、抗がん剤など複数の治療法を組み合わせた、がん集学的治療を推進し、高度専門的ながん診療を提供すること。 また、がんと診断されたときからの緩和ケアの提供体制を強化するとともに、就労支援を含めた相談支援の充実に努めること。		
(3) 脳・心臓・血管診療		
高齢化の進展に対応するため、急性期脳梗塞に対する脳血管内治療を推進し、救急搬送患者をはじめとする脳卒中入院患者の積極的な受け入れに努めること。 また、急性心筋梗塞や狭心症の治療をはじめとする心臓・血管診療を更に推進すること。		

第2期中期計画(骨子案)		
大項目(法定項目)		
中項目		
小項目(内容)		
内 容		
第1 中期計画の期間		
中期目標と同期間(平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間)		
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 市民病院が担うべき医療		
(1) 救急医療		
ア 地域の中核病院としての救急医療の充実 救急車を原則として断らない体制を維持しながら、24時間365日、地域住民に安心・安全な救急医療を提供する。 また、地域救命救急センターを志向する中で、「救急ワークステーション」の運用を通して救急隊員の資質向上や救命率向上に取り組むなど、高度救急医療体制を整備し、地域の中核病院として救急医療の充実を図る。		
イ 救急搬送患者の円滑な受入 消防や医師会等の関係機関と連携を図りながら、円滑な救急搬送患者の受け入れに努めるとともに、中山間地域等からのドクターヘリによる搬送患者についても積極的に受け入れを行う。		
ウ 重症患者の緊急治療・検査、緊急入院への対応 脳卒中や心筋梗塞、四肢外傷等の急性期患者に対する緊急治療・検査に迅速に対応するとともに、救急専用病棟(ECU)を活用して緊急入院患者の円滑な受け入れを図る。		
エ 長野市医師会との協働による夜間初期救急医療の提供 長野市医師会との協働による長野市民病院・医師会 急病センターの運営を継続し、夜間初期救急医療を提供する。		
オ 地域の救急医療の質向上 救急隊との症例検討会の開催をはじめ、救急救命士の実習及び医療従事者向け蘇生トレーニングコースへの協力などを通して、院内外の救急に携わるスタッフのスキルアップを支援する。		
(2) がん診療		
ア 地域がん診療連携拠点病院としての高度専門的ながん診療の提供 地域がん診療連携拠点病院として、がん集学的治療を推進し、高度専門的ながん診療の提供を図る。 また、がんセンターを中心とした多職種によるチーム医療を推進し、患者の状態に応じた適切な治療を提供するとともに、がんに関わる有資格者の確保・育成を図り、がん診療の水準維持・向上に努める。		
イ 患者に負担の少ない治療の推進 先進技術を活用し、ロボット支援手術を含む内視鏡手術を推進するほか、治療ニーズに応じた高度な放射線治療の提供を図る。		
ウ 薬物療法の推進 化学療法センターに薬物療法に関する有資格者を配置し、チーム医療を通して適切な治療や支援を行い、薬物療法の一層の充実を図る。		
エ 遺伝カウンセリングの体制整備 認定遺伝カウンセラーを育成し、遺伝性腫瘍の治療法を提供できる体制整備を図る。		
オ 緩和ケア提供体制の強化 緩和ケアセンターに専従のジェネラルマネージャーをはじめとするがんに関する有資格者を配置し、傘下の緩和ケアチームの活動等を通して院内の連携を強化する中で、専門的な緩和ケアの提供を図る。		
カ がん周術期等の口腔ケアの推進 口腔ケア認定資格を有する歯科医師及び歯科衛生士を配置し、口腔ケアチーム等の活動を通して、がん手術患者や抗がん剤治療患者等の口腔ケアを推進する。		
キ 相談支援体制の充実 国立がん研究センター認定がん相談支援センターとして、専門的な知識を有する相談員の配置や利便性への配慮等により、院内外のがん患者・家族、医療機関等からの相談等に適切に対応する。 また、就労支援についても、厚生労働省のモデル事業に参加する中で、「治療と仕事両立プラン」の策定等を通して、がん患者の治療と仕事の両立支援を推進する。 さらに、地域包括ケアシステムの構築を支援する中で、長野市やかかりつけ医等と連携を図りながら、終末期のがん患者・家族に対し、ACP(アドバンス・ケア・プランニング)に関する啓発を行う。		
(3) 脳・心臓・血管診療		
ア 脳卒中治療の充実 地域の包括的脳卒中センターとしての役割を果たすため、急性期脳梗塞に対するrt-PA(アルテプラゼ) 静注療法や血管回収療法等の脳血管内治療を積極的に推進し、脳卒中治療の充実を図る。		
イ 心臓・血管診療の充実 急性心筋梗塞や狭心症等の虚血性心疾患をはじめとする様々な循環器系疾患に対し、循環器内科や心臓血管外科等が連携し、適切な治療を提供する。 また、下肢の血流障害に対して血管内治療やレーザー治療を提供するなど、足の治療に関する幅広いニーズにも対応する。		
ウ 糖尿病治療の充実 脳心血管疾患予防のため、糖尿病教室の開催など糖尿病患者に対する指導を積極的に行い、重症化防止に努める。		

第2期中期目標(案)			指示	第2期中期計画(骨子案)			
大項目(法定項目)				大項目(法定項目)			
中項目				中項目			
小項目(内容)			小項目(内容)				
内 容			内 容				
	3 医療に関する調査及び研究				3 医療に関する調査及び研究		
	医療の発展に寄与するとともに、市民病院が担うべき医療の質の向上を図るため、大学などと連携した医療に関する調査及び研究を推進すること。				治験センターの運営等を通して、新薬や新しい治療法に関する治験、市販後調査、大学などと連携した臨床研究等を推進し、医療技術の発展に貢献するとともに、職員の研究意欲を引き出し、高度専門医療を担う病院として、医療水準の更なる向上を図る。		
	4 医療提供体制の充実				4 医療提供体制の充実		
	(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実 地域医療支援病院として、かかりつけ医や地域の医療機関との機能分担と連携を強化することで、紹介患者の受け入れや患者に適した医療機関への逆紹介を円滑に進め、地域完結型医療を推進すること。 また、地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の推進のため、地域の医療機関や介護サービス事業所等と連携しながら、地域包括ケア病棟による在宅復帰支援や訪問看護の充実に引き続き取り組むこと。				(1) 地域包括ケアシステム推進体制の充実 ア 地域医療支援病院としての地域完結型医療の推進 高度急性期・急性期機能を有する地域医療支援病院として、かかりつけ医や地域の医療機関との機能分担と連携をなお一層強化し、紹介・逆紹介を円滑に進めながら、地域完結型医療を推進する。 イ 地域包括ケアシステムの構築に向けた在宅医療の推進 地域の医療機関や介護サービス事業所と緊密に連携しながら、地域包括ケア病棟を活用し、在宅復帰支援や在宅からの緊急入院受け入れに積極的に対応するほか、看護師の適切な確保により、24時間訪問看護体制の維持・充実を図る。 また、「長野市在宅医療・介護連携支援センター事業」の運営を行う中で、地域の在宅医療・介護関係者に対する情報提供や市民への啓発を推進する。 なお、看護小規模多機能型居宅介護の導入に関しては、地域の需要動向や費用対効果等を踏まえて検討を行う。		
	(2) 他の中核病院等との連携強化 長野県地域医療構想を踏まえ長野医療圏内の他の中核病院などとの機能分担に努め、病院間連携を推進すること。				(2) 他の中核病院等との連携強化 ア 長野医療圏内の他の中核病院との連携 長野県地域医療構想を踏まえ、長野医療圏内の他の中核病院などとの機能分担と連携に努め、適切な競合と協調により、長野医療圏における医療水準の向上に寄与する。 イ 近隣病院への診療支援 長野県が指定する地域医療人材拠点病院として、公立病院改革プランも踏まえながら、近隣の公立病院への診療支援として医師派遣を行う。 ウ 脳卒中遠隔画像診断ネットワークシステムによる連携 遠隔画像診断ネットワークシステムを活用し、北信地域の5病院と脳卒中患者の診断・治療に関する連携を図る。		
	(3) 医療機器の計画的な更新・整備 良質な医療を持続的に提供できるよう、計画的かつ地方独立行政法人制度の特長を活かした効率的・効果的な予算執行により、医療機器の更新・整備を進めること。 なお、更新・整備は、費用対効果、地域の医療機関との連携、医療需要及び医療技術の進展などから総合的に判断し、適切に実施すること。				(3) 医療機器の計画的な更新・整備 地域の医療需要や医療技術の進展、費用対効果、患者ニーズ等を踏まえ、地域における機能分担と連携を図る中で、長野市民病院が提供してきた高度で安全・良質な医療を将来にわたって持続的に提供できるよう、中期的な視点に立って計画を策定し、地方独立行政法人制度の特徴を活かした効率的で効果的な予算執行により、医療機器の更新・整備を進める。		
	(4) 病院運営に関する地域の意見の反映 病院運営について、地域住民の意見を取り入れる機会を設け、地域との積極的な連携を図ること。				(4) 病院運営に関する地域の意見の反映 地域医療支援病院運営委員会など、地域住民の代表者を交えての定期的な意見交換を通して、病院と地域との積極的な連携強化を図る。		
	(5) 医療職の人材確保及び育成 提供する医療水準の維持・向上のため、医師、看護師、その他必要な医療職の確保と質の高い人材の育成に努めること。 また、チーム医療に貢献できるメディカルスタッフの育成に努めること。				(5) 医療職の人材確保及び育成 ア 医師、看護師、その他必要な人材の確保 診療機能の維持・強化のため、医師をはじめ、看護師、薬剤師、その他医療職の適切な確保に努める。 イ 専門性を持った質の高い人材の育成 専門医や技術認定医の取得・更新を支援するとともに、チーム医療を支える認定看護師、認定薬剤師等、高い専門性を持った有資格者の育成に努める。		
	(6) 教育研修 初期・後期臨床研修機能の充実を図るため、研修プログラムの継続的な見直しを行うとともに、地域医療を担う医療従事者の研修や学生の実習を積極的に受け入れること。 また、職員のキャリアアップを積極的に支援し、その成果が活かされる 仕組みの構築に努めること。				(6) 教育研修 ア 初期・後期臨床研修機能の充実 総合的かつ全人的な医療を提供できる医師の育成を基本方針とし、臨床研修プログラムの継続的な改善などに取り組み、研修医から選ばれる臨床研修病院を目指す。 イ 地域医療従事者の教育並びに学生の研修・実習受け入れ 地域がん診療連携拠点病院及び地域医療支援病院として、地域医療従事者を対象とした症例検討会やがん診療に関する研修会等を計画的に開催するほか、医学生、看護学生及び薬学生等の研修・実習についても積極的な受け入れを行う。 ウ 職員のキャリアアップ支援 院内外の学会・研修会等への参加を奨励し研究費による負担を行うとともに、「長野市民病院ふれ愛基金」を財源として活用し資格取得費用の助成を行うなど、職員のキャリアアップを積極的に支援する。		
	(7) 医療安全対策 安全・安心な医療を提供するため、医療安全管理部門の主導のもと、医療事故や院内感染の情報収集・分析を通じて、予防・再発防止に取り組み、医療安全対策及び院内感染対策の一層の充実を図ること。				(7) 医療安全対策 ア 医療事故防止対策 専従のリスクマネージャーを中心に、インシデントやアクシデントの情報収集・分析及び迅速なフィードバックを行い、医療事故の発生・再発防止に努める。 イ 院内感染対策 ICT(感染対策チーム)のラウンド(巡回)等により、院内感染事例の把握と対策の指導を行うほか、抗菌薬の適正使用を推進し、院内感染の発生・拡大防止に努める。 ウ 職員全体研修の実施 職員全員に参加を義務づける研修を通年にわたって開催し、医療安全及び感染対策に関し確実に徹底を図る。		
	(8) コンプライアンス(法令遵守)の徹底 医療法をはじめとする関係法令を遵守し、適正な業務運営を行うこと。 また、個人情報保護や情報公開等に関して適切な対応に努めること。				(8) コンプライアンス(法令遵守)の徹底 ア 関係法令の遵守による適正な業務運営 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、「長野市民病院の理念」並びに医療人としての職業倫理に従い、適正な業務運営を行う。 イ 個人情報保護、情報公開等への適切な対応 個人情報保護及び情報公開については、関係する法令、ガイドライン、並びに市の関係条例等に基づき、適正に対処するほか、患者・家族から情報開示の求めがあった場合には、規定に則り適切に対応する。		

第2期中期目標(案)			第2期中期計画(骨子案)		
大項目(法定項目)			大項目(法定項目)		
中項目			中項目		
小項目(内容)			小項目(内容)		
内容			内容		
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項			第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 経営管理機能の充実			1 経営管理機能の充実		
(1) 管理運営体制の強化			(1) 管理運営体制の強化		
中期計画及び年度計画を確実に実行し中期目標を達成するため、効果的かつ効率的な業務運営を推進するとともに、理事会を中心とした管理運営体制の強化により適切な進捗管理を行なうこと。			ア 中期計画及び年度計画に基づく効果的かつ効率的な業務運営の推進 中期目標を達成するため、迅速な意思決定と機動的な経営判断により効果的かつ効率的な業務運営を推進するとともに、法人組織としてのガバナンス体制の強化を図り、適切な進捗管理を行いながら、中期計画・年度計画の確実な遂行に向けて一丸となって取り組む。		
また、医療情勢や近隣病院の動向等を的確に把握し、自律的かつ戦略的な病院経営を行うため、経営情報の収集・分析を推進するとともに、医療経営、医療事務に係る専門知識を有する人材の確保や育成に努め、目標達成のための企画力・実行力の強化を図ること。			イ 経営情報の収集・分析 医療制度改革や診療報酬改定、並びに近隣病院の動向等を的確に把握・分析し、自律的かつ戦略的な病院経営を推進する。		
さらに、会計監査法人等を活用したチェック機能により、財務諸表等の更なる信頼性の向上に努めること。			ウ 企画力・実行力の強化 医療経営や医療事務に係る専門知識、業務経験を有する人材の確保・育成に努め、企画力・実行力の強化を図る。		
			エ 会計情報の信頼性向上 監査法人等と任意で契約し、会計に関する監査・指導を受けることで、会計情報の信頼性向上を図る。		
(2) 業務改善の推進			(2) 業務改善の推進		
業務改善に職員が積極的に参画する取り組みを推進すること。			ア 業務改善への職員の参画 医療情報システム等のデータを利活用して稼働状況の見える化を図り、院内ネットワーク画面上に経営指標として随時掲示・更新を行うことにより全職員で情報を共有し、日々業務改善を推進する。		
また、医療機関としての機能を、専門的かつ学術的に第三者の観点から評価する病院機能評価等の外部評価を活用し、業務改善に取り組むこと。			イ 病院機能評価等の外部評価の活用 公益財団法人日本医療機能評価機構による病院機能評価の評価結果を踏まえ、継続的な業務改善に取り組むほか、一般社団法人日本病院会の「QIプロジェクト」をはじめとする外部機関の評価事業に継続参加し、自院データの経時的な分析や他施設とのベンチマークを行い、医療・看護の質向上に取り組む。		
2 働きやすくやりがいのある職場環境の整備			2 働きやすくやりがいのある職場環境の整備		
(1) 人事評価制度の再構築			(1) 人事評価制度の再構築		
職員のモチベーション向上につながる人事評価制度を再構築すること。			人事評価制度の適切な見直しを行い、職員の目標達成意欲を高め、モチベーションの維持・向上に努める。 また、これと関連して、人事給与制度についても適宜見直しを検討する。		
(2) 働きやすい職場環境づくり			(2) 働きやすい職場環境づくり		
職員のワークライフバランスや職場の安全確保、コミュニケーションの円滑化などを通じて働きやすい職場環境づくりに努めること。			職員のワークバランスに配慮し、院内託児所の充実及び子育て支援制度の適切な運用を図り、子どもを持つ職員が安心して働ける職場環境を整備する。 また、施設整備計画の中で、院内スペースの効率的な利用を検討し、執務環境の改善を図る。 さらに、職員向けの相談窓口を設け、職場での悩みやハラスメントなどについて、適切に対応する。		
(3) 職員満足度の向上			(3) 職員満足度の向上		
業務運営への職員の意見の反映や業務運営の成果の共有などにより、病院で働く職員のやりがいと満足度の向上に努めること。			職員満足度調査の継続的な実施等により職員の意見を汲み上げ改善を図るとともに、積極的な職員向け広報活動を通して情報共有と意思疎通を図り、働く職員のやりがいと満足度の向上に努める。		
第4 財務内容の改善に関する事項			第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 効率的な経営の推進			1 効率的な経営の推進		
診療報酬改定等の制度改正や医療ニーズに対応した効果的な人員配置と投資による収益力の向上、診療報酬請求漏れや査定減の防止、未収金の管理と回収に努めるとともに、経営分析等を通じて、業務の質と量に応じた費用の適正化を図るなど、より効率的な経営を推進し、中期目標期間の各事業年度の経常収支比率は100%以上とすること。			(1) 経常収支比率の適正化 収益確保と費用節減の徹底を図りながら効率的な経営を推進し、各事業年度の経常収支比率100%以上の達成に取り組む。		
			(2) 診療報酬改定等の制度改正への適切な対応 急性期一般入院基本料の算定維持等、医療制度改革や診療報酬改定への適切な対応により収益の確保を図る。		
			(3) 適正な人員配置 業務の質の維持、新規施設基準の取得や診療機能強化に見合った適正な人員配置により収益の確保に努める。		
			(4) 診療報酬請求漏れや返戻・査定減の防止 レセプトの精度向上を図り、請求漏れや返戻・査定減の防止対策を徹底する。		
			(5) 未収金の管理と回収 未収金対策の徹底により、未収金の発生防止と残高の低減に努める。		
			(6) 業務の質と量に応じた費用の適正化 診療機能の維持・向上を図りながら業務運営の改善により材料費の抑制と経費の節減を図り、業務の質と量に応じた費用の適正化に努める。		
2 経営基盤の確立			2 経営基盤の確立		
市が地方独立行政法人に負担する運営費負担金は、地方独立行政法人法が規定する財源措置の特例であることを十分に認識し、自立した経営基盤の確立に向け、更なる経営の健全化に取り組むこと。			地域住民に良質で安全な医療を継続して提供するため、地方独立行政法人の特長を活かした経営手法により経済性を発揮し、自立した経営基盤の確立を目指して更なる経営の健全化に取り組む。		
第5 その他業務運営に関する重要事項			第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置		
1 施設設備等に関する事項			1 施設設備等に関する事項		
施設の増改築、設備等の更新及び維持管理については、地域における医療資源等を的確に把握した上で、機能や規模の適正化とコスト合理化を図り、効率的な整備計画を策定し実施すること。			施設の増改築、設備等の更新及び維持管理については、地域医療構想や患者ニーズ等も踏まえ、長野市民病院が提供してきた高度で安全・良質な医療を将来にわたって持続的に提供できるよう、中期的な視点に立って適正かつ合理的な計画を策定し、効率的に実施する。		

第2期中期目標(案)

大項目(法定項目)

中項目

小項目(内容)

内容

指示

第2期中期計画(骨子案)

大項目(法定項目)

中項目

小項目(内容)

内容

第6 予算(人件費の見積り含む)、収支計画、資金計画

1 予算

(1) 収入

(2) 支出

ア 人件費の見積り

イ 運営費負担金の基準等

2 収支計画

(1) 収入の部

(2) 支出の部

(3) 純利益

3 資金計画

(1) 資金収入

(2) 資金支出

第7 短期借入金の限度額

1 限度額

2 想定される短期借入金の発生理由

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

第9 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

第10 剰余金の使途

第11 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

2 料金の納付

3 使用料等の減免

第12 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

2 中期目標期間を超える債務負担

3 積立金の処分に関する計画